入試についての留意事項 [令和8年度]

◆専願入学試験における転科・転コース合格の取り扱いについて



◆学力特待生試験について

●学力特待生試験において基準点に満たない場合は、「一般合格」となります

◆専願優遇制度について

●専願入学試験で「一般合格」となった場合でも、専願優遇制度の対象となります

◆再受験について

- ●専願入学試験で「一般合格」となった場合は、一般入学試験で再受験できます ※合格および専願優遇制度は無効となります
 - ※願書の再作成以外、入学申込金や調査書の再提出は必要ありません
- ●専願入学試験で「不合格」となった場合は、再受験できません

◆面接について

- ●専願入学試験は個人面接、一般入学試験は原則グループ面接を実施します
- ●国際科は、専願・一般入学試験を問わず、保護者との面談を行う場合があります